

岩手県告示第269号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
管財課	[略]	管財課	[略]
総合防災室	<u>ヘリコプター運航調整交付金及び地域防災力強化プロジェクト事業費補助</u>		
総務事務センター	[略]	総務事務センター	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。